

都市再生整備計画  
オリオン通り(江野町・曲師町地区)

とちぎ うつのみやし  
栃木県 宇都宮市

令和5年3月



## 都市再生整備計画の整備方針等

計画区域の整備方針	方針に合致する主要な事業
<p>【公共空間の活用による、人々が集い憩う魅力ある中心市街地の形成と、官民一体となった賑わいのある歩行者空間の創出】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公共空間を活用したオープンカフェの実施による、商店街利用者の利便性・快適性の向上および中心市街地の活性化</li> </ul>	<p>【道路占用許可特例制度】オープンカフェの実施</p>
その他	
<p>【まちづくりの住民参加】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業主体であるNPO法人宇都宮まちづくり推進機構が行う「かまがわ川床桜まつり」、「カマガワイルミネーション」等にあたって、地元商店街や地域住民と一体となって賑わいを創出</li> <li>現在、地区内及び周辺エリアでは、「宇都宮オリオン通り商店街振興組合」、「オリオン通り曲師町商業協同組合」、「みやヒルズ活性化委員会」、「宇都宮中心商店街活性化委員会」等の団体が、「盆踊り」等の地域にあった事業を行ない、賑わいの創出に寄与</li> </ul> <p>【官民連携体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公共が整備したオリオンスクエアで、「宇都宮オリオン通り商店街振興組合」を含む地元共同体が管理運営やイベント等を実施するなど賑わいを創出</li> </ul> <p>【まちづくりの人材育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>様々な事業・イベント等の実施を通して、地元商店街や市内大学生、土地所有者などから、まちづくり活動を主体的に行う人材の発掘・育成を図る。</li> </ul>	

協定制度等の取り組み

官民連携によるエリアマネジメント方針等				活用する制度										
事業	事業の目的/事業によって解決される課題	事業期間	事業主体(占用主体)	制度別詳細1	制度別詳細2	制度別詳細3	制度別詳細4	制度別詳細5	制度別詳細6	制度別詳細7	制度別詳細8	制度別詳細9	制度別詳細10	制度別詳細14
				道路占用許可特例(法第46条第10項)	河川敷地占用許可(河川敷地占用許可準則22)	都市公園占用許可特例(法第46条第12項)	都市利便増進協定(法第46条第25項)	都市再生整備歩行者経路協定(法第46条第24項)	低未利用土地利用促進協定(法第46条第26項)	[滞在快適性等向上区域] 一体型滞在快適性等向上事業(法第46条第3項第2号)	[滞在快適性等向上区域] 都市公園占用許可特例(法第46条第14項第1号)	[滞在快適性等向上区域] 公園施設設置管理許可特例(法第46条第14号第2号イ)	[滞在快適性等向上区域] 公園施設設置管理協定(法第46条第14項第2号ロ)	[滞在快適性等向上区域] 普通財産の活用(法第46条第14項第4号)
1	●常設オープンカフェ(食事施設)の設置によるにぎわいの創出 オープンカフェを設置して適切に維持管理することにより、まちのにぎわいを創出する。	R5~R9	NPO法人宇都宮まちづくり推進機構等	○										
2														

滞在快適性等向上区域における駐車場の配置方針等

取組	取組の目的/取組によって解決される課題	開始時期	活用する制度		
			制度別詳細11	制度別詳細12	制度別詳細13
			[滞在快適性等向上区域] 路外駐車場配置等基準(法第46条第14項第3号イ)	[滞在快適性等向上区域] 駐車場出入口制限(法第46条第14項第3号ロ)	[滞在快適性等向上区域] 集約駐車施設(法第46条第14項第3号ハ)
1					

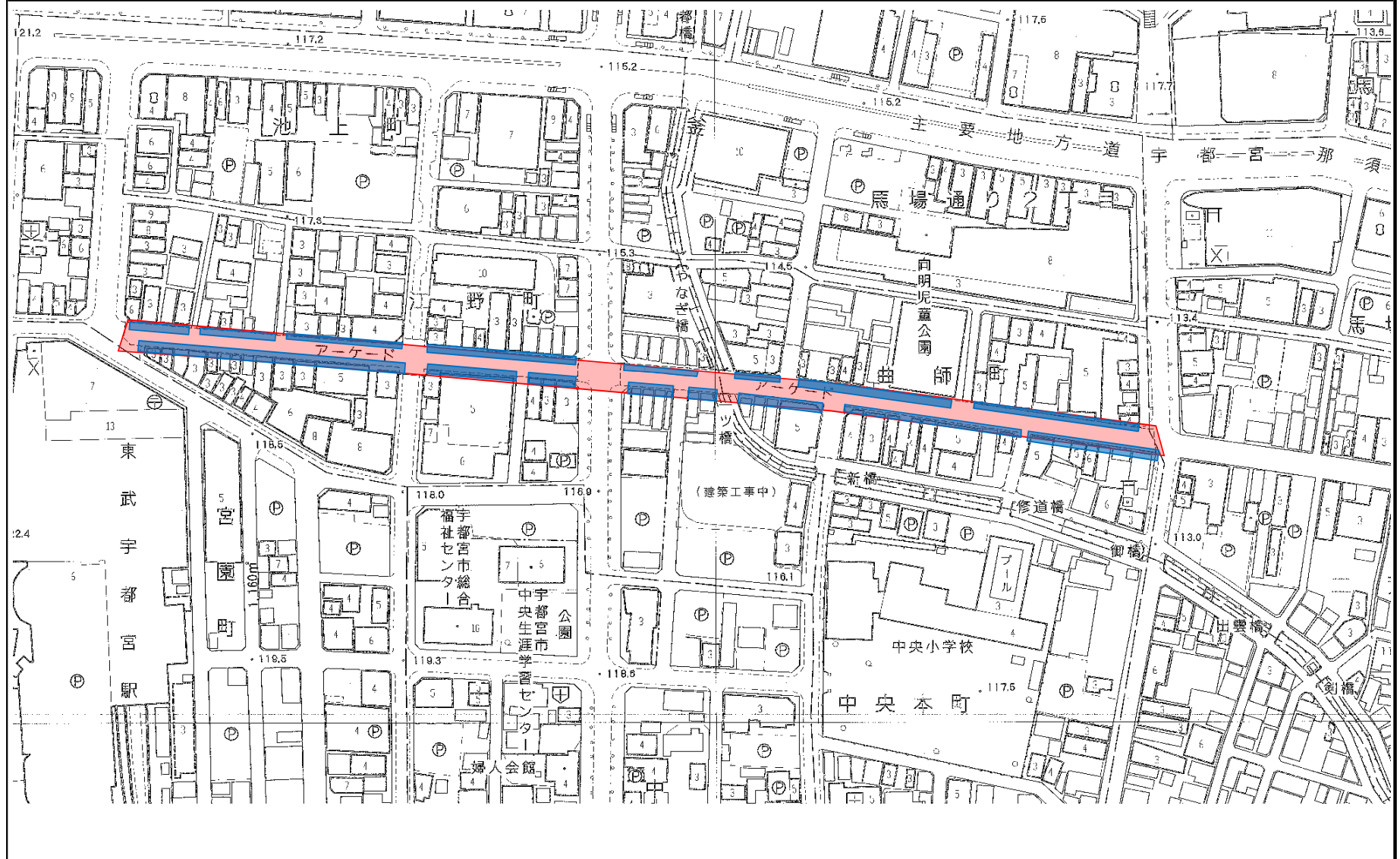
制度別詳細1(道路占用に関する事項)法第46条第10項

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】			制度の活用計画	
占用対象施設		占用の場所	道路交通環境の維持 及び向上を図るための措置	
道路 占用 許可 特例 対象 施設	1	オープンカフェの実施 路線名:市道3号線及び1136号線(オリオン通り)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ オープンカフェ周辺の清掃を実施する。</li> <li>・ 歩道部にゴミ等が落とされた場合にはこまめに清掃する。</li> <li>・ 店舗周辺の歩道部分に違法駐輪が増えないよう、利用者へのマナーの周知を図る。</li> <li>・ 緊急車両通行時には、速やかに設置物を撤去する。</li> <li>・ イベント等により多数の歩行者が想定される場合は、地元商店街の要請に基づき、歩行空間の確保を優先する。</li> </ul>	
	2			
	3			

制度別詳細1-1(道路占用に関する事項)法第46条第10項  
事業番号1, 2, 3

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

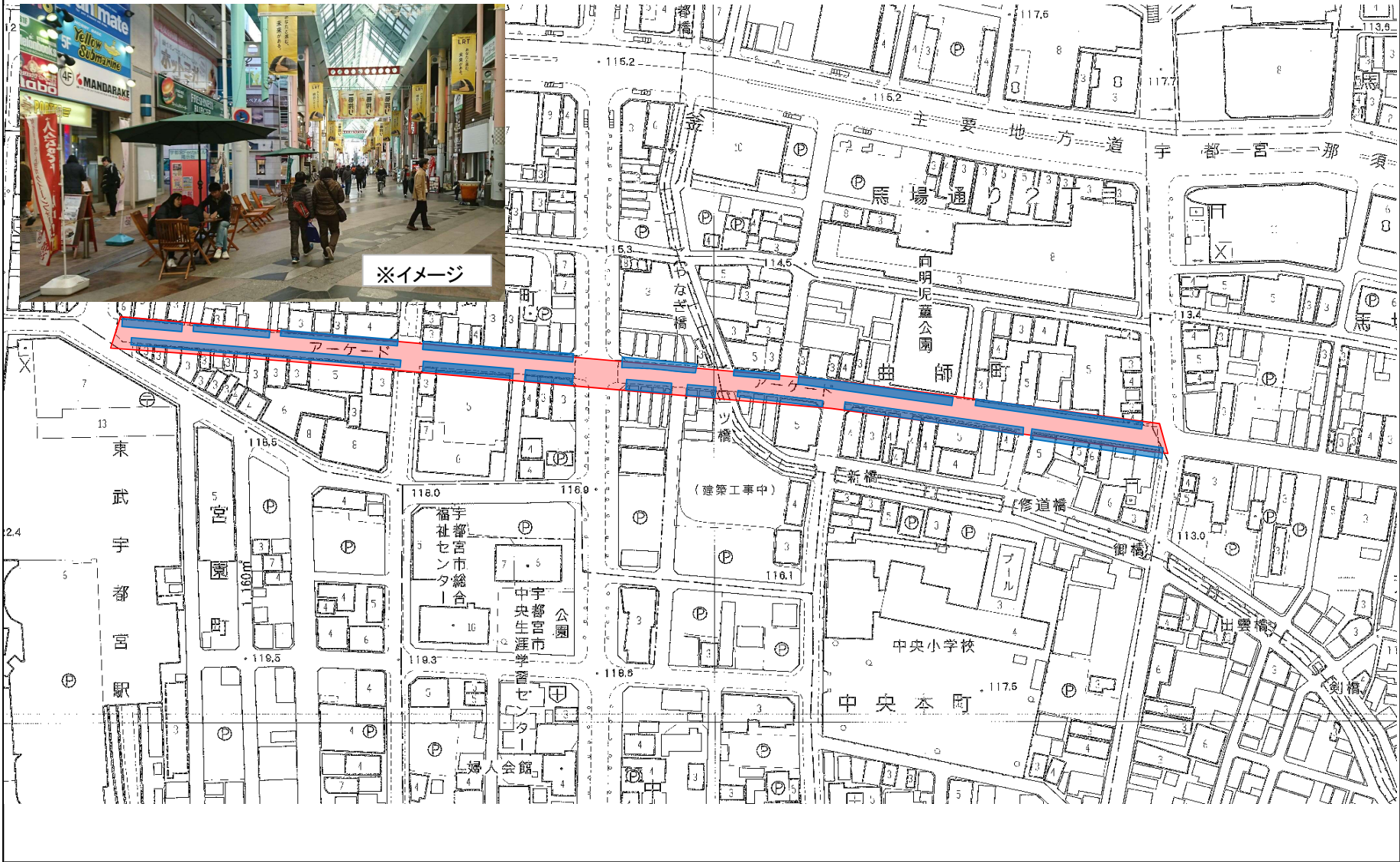
制度を活用して整備・設置する施設等の配置を示す地図



制度別詳細1-2-①(道路占用に関する事項)法第46条第10項  
事業番号1, 2, 3

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ









## オリオン通り(江野町・曲師町地区)(栃木県宇都宮市) 整備方針概要図

目標	大目標：官民連携による魅力と活力のある都市拠点地区の形成 目標：公共空間の活用による、官民一体となった、人が集い賑わいのある歩行者空間の創出	代表的な指標	江野町における歩行者・自転車交通量 (人/日)	7,500	(R4年度) →	9,700	(R9年度)
			曲師町における歩行者・自転車交通量 (人/日)	9,700	(R4年度) →	10,200	(R9年度)

